



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|--|--------------|---|
| 1128 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (障害福祉課)..... | 1 |
| 1129 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (")..... | 1 |
| 1130 | " | (")..... | 1 |
| 1131 | " | (")..... | 2 |
| 1132 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 | (")..... | 2 |
| 1133 | 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 | (")..... | 2 |
| 1134 | 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札の参加に必要な資格等 | (技術調査課)..... | 3 |
| 1135 | 道路の指定 | (建築住宅課)..... | 6 |

○ 正誤

| | | |
|---------------------------------------|-------|---|
| 平成22年11月26日付け和歌山県報第2212号和歌山県告示第1111号中 | | 7 |
|---------------------------------------|-------|---|

告 示

和歌山県告示第1128号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|---------|-------------|--------------|--------------|----------------|------------|
| 3010100331 | マウンテンラブ | 和歌山市吉原270番地 | 旧知的障害者通所授産施設 | 社会福祉法人やまのこども | 和歌山市吉原270番地 | 平成22.11.30 |

和歌山県告示第1129号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|------------|---------|-------------|-------------|--------------|--------------|----------------|-----------|------------|
| 3010100331 | マウンテンラブ | 和歌山市吉原270番地 | 自立訓練(生活訓練) | 特定なし | 社会福祉法人やまのこども | 和歌山市吉原270番地 | 平成22.12.1 | 平成28.11.30 |
| | | | 就労移行支援 | | | | | |

和歌山県告示第1130号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|------------|--------|------------|-------------|--------------|----------|----------------|-----------|------------|
| 3010101156 | ほほえみ | 和歌山市中439-1 | 就労継続支援B型 | 特定なし | 有限会社ほほえみ | 和歌山市梅原185-7 | 平成22.12.1 | 平成28.11.30 |

和歌山県告示第1131号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|------------|----------|--------------|-------------|--------------|----------------|----------------|-----------|------------|
| 3011400318 | 訪問介護アガペー | 海南市岡田520番地の4 | 居宅介護重度訪問介護 | 身体障害者 | 株式会社ヘルパーコンフォルト | 海南市岡田520番地の4 | 平成22.12.1 | 平成28.11.30 |

和歌山県告示第1132号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 障害福祉サービスの種類 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|--------------|-------------|---------|--------------|-----------------------|-----------|
| 3010101057 | フロムはーと | 居宅介護重度訪問介護 | 事業所の所在地 | 和歌山市東長町3丁目10 | 和歌山市布施屋320-7 | 平成22.11.1 |
| 3010100190 | 訪問介護サービスカインド | 居宅介護重度訪問介護 | 事業所の所在地 | 和歌山市広原117番地 | 和歌山市久右衛門丁46番地 TBAビル3階 | 平成22.11.1 |

和歌山県告示第1133号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 病院又は診療所

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|----------------|--------|----------|------------|-----------|
| 坂田整形外科内科医院 | 田辺市上の山1丁目13-22 | 医療機関名称 | 坂田整形外科医院 | 坂田整形外科内科医院 | 平成22.11.1 |

和歌山県告示第1134号

平成23年5月1日から平成25年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を次のように定める。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからソまでに掲げる要件のいずれかに該当する者でないこととする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のタからテまでに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請できないこととする。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）又は破産者で復権を得ない者

イ 次の（ア）から（オ）までに該当するいずれかの事実があった後、2年を経過しない者

（ア）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ウ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（エ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（オ）上記（ア）から（エ）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 和歌山県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていないもの

カ 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者及び申請者の役員において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められるもの

ク 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められるもの

ケ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種の建設業許可を受

けていないもの

コ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していないもの

サ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下のもの

シ 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合はその営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

ス 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わないもの

セ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの

ソ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの

タ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の技術士数が5名以上在籍していること。

チ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の一級建築士数が20名以上在籍していること。

ツ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が合わせて5名以上在籍していること。

テ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体の測量士数が10名以上在籍していること。

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 建設工事

(ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

(イ) 和歌山県独自事項

イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成23年1月11日から同月28日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間の午前10時から正午及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、1月11日から同月24日までは和歌山県民文化会館502号室、1月25日から同月28日までは和歌山県民文化会館403号室とする。

(2) 申請書類

ア 建設工事

- (ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）
 - (イ) 地方基準点数一覧表
 - (ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表
 - (エ) 契約しようとする営業所情報一覧表
 - (オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
 - (カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し
 - (キ) 総合評価値通知書の写し
 - (ク) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
 - (ケ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成22年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）
 - (コ) 主たる営業所（本社・本店）及び和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
 - (サ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - (シ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - (ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内などパンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）
 - c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - (セ) 委任状（代理人を置く場合）
 - (ソ) 受付票（県外建設工事）
- イ 建設工事に係る委託業務
- (ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）
 - (イ) 契約しようとする営業所情報一覧表
 - (ウ) 入札希望等一覧表
 - (エ) 技術資格者一覧表
 - (オ) 代表者・役員調書
 - (カ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
 - (キ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成22年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。）
 - (ク) 直近1年の事業年度における財務諸表
 - (ケ) 商業登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
 - (コ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
 - (サ) 現況報告書の副本の写し
 - (シ) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県内にある者は、（エ）に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
 - b 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保

険者資格喪失届等

- d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
- (ス) 主たる営業所(本社・本店)が和歌山県外にある者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
 - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)
 - b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
- (セ) (エ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し
- (ソ) 測量業者登録申請書及び別表の写し(航空測量(測量業務)を希望する和歌山県外に主たる営業所(本社・本店)を有する者を対象とする。)
- (タ) 主たる営業所(本社・本店)の外観の写真(看板の確認できるもの)及び内部(机、椅子及び帳簿など)の写真
- (チ) 委任状(代理人を置く場合)
- (ツ) 受付票(測量・コンサル)

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出方法

上記提出時期に持参するか、平成23年1月11日から同月25日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒(返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの)を書留郵便で郵送すること(平成23年1月25日までの消印のあるものを有効とする。)

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、1部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第1135号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成22年12月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 名 称 | 延 長 | 幅 員 | 所在地 起点 |
|---------------|-----|-------|------------|
| | | | 所在地 終点 |
| 海南市道築地2号線(予定) | 29m | 14.5m | 海南市築地1番109 |
| | | | 海南市築地1番109 |

正 誤

正 誤

平成22年11月26日付け和歌山県報第2212号和歌山県告示第1111号中

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|---------------|-----------------|
| 3 | 559の1から559の14 | 559の1から559の14まで |
| | 559の8から559の12 | 559の8から559の12まで |